

# 長浜市文化芸術振興にかかると基本方針

(改訂版)

長 浜 市

平成21年12月策定

平成27年11月改訂

## 目次

1. 基本方針の策定にあたって	
(1) 基本方針策定の趣旨	2
(2) 基本方針の枠組み	3
(3) 基本方針の見直し結果について	4
2. 長浜市の文化の現状と課題	
(1) 文化芸術の振興による市の魅力向上	5
(2) 文化芸術活動を営み、支える人づくり	5
(3) 地域固有の伝統文化、伝統行事の継承と発展	6
(4) 文化芸術の振興における多様な活動主体との協働	6
(5) 文化芸術を通じた交流の推進	7
(6) 文化芸術活動の場の充実	7
(7) 文化芸術に関する情報の収集と共有、長浜の文化の魅力の発信	8
3. 方針の基本的な考え方	
(1) 基本理念	9
(2) 基本目標	10
(3) 3つの基本目標について	10
4. 基本目標の内容	
(1) 基本目標1「個性が輝き、創造性あふれる人づくり」	13
(2) 基本目標2「多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくり」	15
(3) 基本目標3「魅力ある文化都市としての基盤づくり」	17
5. 重点的に取り組む項目	
(1) 「次代の文化を担う子どもの育成」	19
(2) 「文化芸術を活かした魅力ある地域づくり」	19
6. 基本方針の推進	
(1) 基本方針の推進体制の構築	20
(2) 評価の実施及び評価結果の公表	20

## 1 基本方針策定にあたって

### (1) 基本方針策定の趣旨

文化は「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」と、国の文化芸術の振興に関する基本的な方針（第二次方針）に位置づけているように、わたしたちの暮らしと考え方、そして夢に広く深く関わっている。

その中でも、市民の多様な文化芸術活動は、生活の質の向上や、まちづくりの大きな力となり、文化芸術の振興は、「郷土への愛着の醸成」「次代を担う子どもの育成」「生涯現役社会の形成」はもとより、文化芸術の持つ美しさ・新しさ・あたたかさなどは、魅力あるまちづくりやものづくりの重要な要素をなすものである。

このように文化芸術は、すべての市民が、心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、専門的な芸術家や文化芸術活動を行っている人々だけでなく、市民全体の社会的財産であるといえる。

本市は古来より自然環境に恵まれ、個性的で多彩な地域文化を育んできた。こうした中で、湖や山々の恵みを敬い感謝する「共生」の心、結いや普請などに見られる「協働」の心、街道、湖道の交易に育まれた「交流」の心、国友一貫斎や小堀遠州などの先人に見られる「先覚」の心、長浜曳山まつりやおこないなど伝統行事に見られる「継承」の心などがあり、長浜らしさとして、創造的、発展的に形成されてきた。

市街地と農山漁村が共存する広大な市域には、独自の歴史と多様な伝統文化が息づいており、今後も、それらを地域固有のものとして継承し発展させるとともに、市全域で相互の交流が求められる。また、すでに世界各国から様々な文化的背景を持つ人々が移り住み、多様文化社会を形成している。

以上の観点をもとに「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」の実現に向けて市民と行政の協働により、文化芸術および、地域固有の伝統文化等の新たな発展と振興を図るとともに、文化芸術のもつ力を活用したまちづくりに向けた積極的な取り組みを進めるための指針として、長浜市文化芸術振興にかかる基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものである。

## (2) 基本方針の枠組み

### ア 基本方針で取り扱う文化芸術の範囲

---

「文化」は、最も広くとらえると人々の暮らしや価値観・考え方など人間の生活すべてにかかわるものであり、あまりにも広範囲となることから、基本方針の策定にあたっては、下記の範囲を対象とする。

- ① 芸術（文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊等）
- ② メディア芸術（映画・漫画・アニメーション等）
- ③ 伝統芸能（雅楽・能楽・文楽・歌舞伎等）
- ④ 芸能（講談・落語・浪曲・漫談・漫才・歌唱等）
- ⑤ 生活文化等（茶道・華道・書道・国民娯楽・出版物等）
- ⑥ 文化財等（有形、無形文化財・民俗文化財・文化的景観等）
- ⑦ 地域における文化芸術（地域固有の伝統芸能・民俗芸能等）

上記の「文化」は、おおむね文化芸術振興基本法が対象とする分野を想定するものであるが、長浜の豊かな自然や歴史・風土に培われてきた私たちの衣食住など日々の生活や教育、観光、産業などの分野とも密接に関連していることから、地域の独自性、固有性と関わりの深い部分については対象に含めることとする。

### イ 基本方針の位置づけ

---

基本方針は、長浜市基本構想及び長浜市教育振興基本計画の理念や方針を踏まえ、文化芸術振興を図るための理念、ならびに基本目標を明らかにし、文化芸術施策を総合的かつ体系的に推進していくための指針として策定するものである。

### ウ 方針期間

---

基本方針は、平成21年度を初年度とし平成30年度を目標年度とする10年間の方針である。

なお、社会経済情勢や市民のニーズの変化を踏まえ、主な取り組みについては、おおむね5年後を目処に基本方針の見直しを含めて検討する。

### (3) 基本方針の見直し結果について

平成21年度に策定された基本方針を、平成26年度、平成27年度に見直しを行った。この5年間で国内外の情勢も大きく変化し、人口減少社会の到来によって、少子高齢化、過疎化による地域コミュニティの衰退と活力の低下、文化芸術の担い手不足は深刻になってきた。

一方、2020年の東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムや2024年の滋賀国体に向けた動きがはじまる今後の5年間は、文化芸術立国をめざす国や県の取り組みとも連携し、「長浜の文化の魅力」を国内外に発信するとともに、本市の文化の力を結集する好機でもある。また、文化芸術、町並み、歴史等を地域資源として活用し、地域の特色に応じた取り組みを行うことで、交流人口の増加や移住につなげるなど、地方創生をめざした文化芸術によるまちづくりが注目されている。

今後は、文化芸術の持つ社会的な効果を引き出し、文化芸術の力で地域を再生し、さらには長浜市を創造都市として発展させていかなければならない。そのためには、これまで以上に、長浜の次代の文化を担う人々を育成していく必要に迫られている。

基本方針の見直しにあたっては、前期5年間の実施状況を鑑みて、網羅的な方針をより効果的な施策とすることが求められた。後期においては、限りある人的・財政的資源を有効に活用するため、基本施策をふまえ2つのテーマの中でさらに選択と集中を行い、重点的に取り組む項目を設定することとした。

## 2 長浜市の文化の現状と課題

### (1) 文化芸術の振興による市の魅力向上

産業都市として発展してきた本市も、国際化と自由主義経済の進展による急激な経済状況の変化、さらには、少子高齢化や人口減少の進行により、今後も都市の活力の低下が懸念される。

このような社会情勢のもと、今後も本市が持続的な発展を続けていくためには、「まち」そのものが魅力的で、その魅力が認められるような市の構想を推進することが必要であり、文化芸術の振興は、そのために欠かすことのできない要素であり、文化芸術の持つ創造性などその力を十分に活かしていかななくてはならない。これまで本市は、文化芸術の拠点施設を整備し、質やレベルの高い展覧会や公演を実施することにより、市民が本格的な文化芸術を身近に感じる機会を提供してきた。今後も、それらの施設や事業と、多様で特色ある文化的資産を生かし、文化芸術に対する市民の関心をより高める取り組みを行っていくとともに、外部に向けて「長浜市の文化芸術」を発信していくことが期待される。

- ① まちの魅力を向上させる質の高い事業の実施
- ② 文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる基盤整備
- ③ 「文化力」を活かしたまちづくり

### (2) 文化芸術活動を営み、支える人づくり

文化芸術活動を活性化するには、より早い段階、特に、子どもの頃から学校や家庭等の身近なところで活動に取り組むことが重要だといわれている。学校教育の場で文化芸術を体験し、興味を高めていけるような事業を実施するとともに、拠点施設や公民館などのより身近な施設においても子どもを対象とした講座を開催するなど、取り組みを進めることが大切である。さらに、次代を担う若者の文化芸術活動への支援として、若者の自主性を活かしながら積極的に参加できるようなイベントの開催や支援等が求められている。

すでに、市内には多岐の分野にわたる文化芸術団体やグループがあり、様々な活動を展開している。しかし、多くの団体やグループでは、メンバーの固定化や高齢化などの悩みを抱えている。そこで、各団体やグループが活動を積極的に広げるとともに、若者の文化芸術活動に対する関心が高まるような工夫により活動の裾野を広げていくことが必要である。

文化芸術活動では、その指導者が重要であり、指導者やリーダー養成とその能力を活かす仕組みづくりへのニーズが高くなっている。さらには、文化芸術活動をしたい人と、実際に活動している芸術家や、グループとをつなぐ橋渡し

としてのアートマネージャーや、プロデューサー、活動やイベントを支えるボランティアや支援者など文化芸術活動を支える人づくりが必要になってくる。

- ① 子どもや若者をはじめ、市民が気軽に文化芸術活動にふれることができる環境の創出
- ② 市民の文化芸術活動を高め、活性化する取り組み
- ③ 文化芸術活動を牽引する指導者の育成
- ④ 文化芸術活動を支える人づくり

### (3) 地域固有の伝統文化、伝統行事の継承と発展

本市は、それぞれの地域に固有の文化をはじめ、郷土の歴史が育んだ数多くの伝統文化や伝統行事を有しているが、少子高齢化によってそれらを担う人々の後継者不足が深刻になっている。

貴重な地域の伝統文化が失われないように、それらを継承する環境を整備して、後継者育成活動を支援していくとともに、記録による保存を行っていくことが重要である。そして、市民自ら地域固有の伝統文化を知り、その独自性を再確認して関心と誇りを持つことが大切である。

また、長浜曳山祭が「山・鉦・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産登録の候補となっており、これを保存継承していくとともに、世界に誇れる長浜の文化として発信をしていかななくてはならない。

- ① 伝統文化、伝統行事への関心の向上
- ② 伝統文化、伝統行事の学習や継承の機会の増大
- ③ 伝統文化、伝統行事の担い手の育成
- ④ 伝統文化、伝統行事の保存継承の支援

### (4) 文化芸術の振興における多様な活動主体との協働

文化芸術活動の主役は市民である。本市では、民間主体の文化芸術活動を支援するため、行政や公的団体である公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団などが中心となって、活動の機会の提供に取り組んでいる。

行政や公的団体による事業の企画・運営や実施にあたっては、運営委員会を設置し文化芸術の専門家による検討を行い、モニター制度を設けながら、その都度、市民のニーズを把握するよう努めている。

また、行政や公的団体による文化芸術イベントに市民や専門家が企画段階から参画することや、文化芸術活動を行う人や民間企業等も含めた、様々な団体との連携や協力を深めていくことが重要である。

- ① 市民や専門家、民間等との協働の推進
- ② 多様な団体の活力を十分活かすための仕組みと強化
- ③ 行政と公的団体の積極的な文化芸術への取り組み

## (5) 文化芸術を通じた交流の推進

本市は1市6町の合併により、様々な文化芸術を包含することになったことにより、全市域での交流や相互理解を推進し、市の文化芸術をさらに発展させていくことが必要である。また、少子高齢化が急速に進行している現状をふまえ、多様な世代の市民が協力して事業を開催するなど、世代間の交流を進める取り組みも重要である。

また、本市は姉妹都市であるアウグスブルグ（ドイツ）、ヴェローナ（イタリア）等との交流や、すでに世界各国から様々な文化的背景をもつ人が集まり暮らしている。この本市の特徴を活かして、様々な国の文化を理解する取り組みを実施し、多くの市民の関心と参加を促すことにより、異文化への理解を深め、自ら文化芸術活動へ参加する機会の一つになることが期待される。特に2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせた文化プログラムを実施する国内の動きとも連動し、本市の文化の魅力を発信するとともに、魅力を高める事業などを進めていくことが求められている。

- ①全市域での文化芸術を通じた交流の活発化
- ②世代間の文化芸術を通じた交流の推進
- ③異文化の理解と交流の推進
- ④国内外の文化芸術の取り組みに合わせた事業の推進

## (6) 文化芸術活動の場の充実

文化芸術活動において、個人・団体を問わずその創作、発表等の活動を行うための場は不可欠である。文化芸術活動を行う施設については、多様な形態の公共文化ホールや、地域の文化芸術活動、生涯学習の拠点として、さらに各団体の練習、創作活動などのための機能を備えた地域の公民館も整備されている。

しかし、活動の際の施設予約がとれなかったり、大人数のグループで練習を行う場所の確保に苦慮している場合もある。このため市民のニーズを十分把握し、公共文化ホールのあり方を検討するとともに、創作・交流の場を充実していくことが必要である。また、施設の設備の充実に対する意見も多く、開館日や利用時間の延長など、市民のニーズに応じた使いやすい施設運営が求められている。



- ① 公共文化ホール等の充実と活用の推進
- ② 創作・交流の場の充実
- ③ 利用者の視点に立った施設運営

## (7) 文化芸術に関する情報の収集と共有、長浜の文化の魅力の発信

市民の文化芸術活動が活発化し、より多くの市民が文化芸術に触れる機会を持つためには、効果的な情報提供が必要である。

また、市民が子どもの頃から文化芸術活動にふれ、参加するには、親のみならず家族や地域など文化芸術に対する理解や関心が重要となることから、文化芸術の重要性等をさらに市民に啓発し、文化を大切にする気運を高めていく必要がある。

そこで、行政や公的団体では多様な文化芸術に関する情報を収集し、広報やマスメディア、インターネット等多様な方法で市民との情報共有を図る。

また、行政と市民が、本市の文化の魅力を国内、国外に積極的に発信し、市の魅力を高めていくことが望まれる。

- ① 情報の収集、市民との共有方法や情報内容の工夫
- ② 文化を大切にする気運を高める
- ③ 長浜市の文化の魅力を国内外に情報発信

### 3 方針の基本的な考え方

#### (1) 基本理念

文化は、人々に活力と潤いを与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力、いわゆる「文化力」をもつといわれている。本市の「文化力」を十分育てていくことで、「市民の心の豊かさ」と「まちの活力」の両者を養うことが出来ると考えられる。

本市では、協働によるまちづくりを推進しているが、それは文化芸術活動の分野においても同様で、市民と行政による活動が「地域社会の文化力」を活性化させ、それぞれの魅力ある地域づくりにもつながる。また、地域が魅力的であれば、市外からもたくさんの人々が多様な個性を呼び込み、まちの新たな活力となると思われる。

市民により創られ育まれる文化芸術は、その地域や社会において、市民の独創的な活動により高められ、まちとの関係性を築きながら発展していく。それは、まちに根付いて市民の心のよりどころとなり、郷土への愛着を深めるものとなる。また他方では、常に新しいまちの魅力を創り出し、まちに活力を与え、世界へ発信できるまちの個性となる。

このように、文化芸術の振興により活動する市民一人ひとりの力が、魅力的なまちづくりの支えになり、まちの力と相まって、本市独自の世界に誇れる文化となっていくのである。

「長浜市基本構想」で将来像としている「協働でつくる輝きと風格のあるまち長浜」を実現していくために本基本方針の理念を次のように掲げる。

#### < 基本理念 >

「ふるさとの文化を継承し 新たな文化を創造して

人々が輝き誇りがもてるまちづくりをめざします」

市民が、今日までの伝統をつなぎ、さらに新たな文化芸術を創造、発展させていくことで、一人ひとりが心豊かでしあわせに暮らし、また、人々が集い、誇りがもてる住みよい魅力的なまちになることをめざす。

## (2) 基本目標

基本理念を実現していくため、次の3つの基本目標を掲げる。

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 基本目標1 | 「個性が輝き、創造性あふれる人づくり」      |
| 基本目標2 | 「多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくり」 |
| 基本目標3 | 「魅力ある文化都市としての基盤づくり」      |

## (3) 3つの基本目標について

### 基本目標1「個性が輝き、創造性あふれる人づくり」

#### 【施策方針】

- ① 次代を担う子どもの豊かな感性の育成
- ② 文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実
- ③ 文化芸術の創作・発表活動への支援
- ④ 文化芸術の創造を支える芸術家・専門家への支援

文化芸術は人によって、創り出され、育まれるものである。文化芸術を担う個性的で創造性豊かな人を育むことが、本市の豊かな文化を育むことになる。そのためには、市民がそれぞれの文化芸術に関する興味と関心に基づき、段階に応じた取り組みを進めていくことが重要である。特に、子どもころから文化芸術によって豊かな心や感性が培われることが理想である。そこで、学校、地域、家庭等様々な場面で子ども達が文化芸術に関する興味や関心を高め、鑑賞し、体験し、活動に取り組めるような事業を進めていく。

また、すべての市民を対象に、一流の文化芸術や多様な文化芸術にふれる機会を提供して、文化芸術に対する関心を高めていく。さらに、指導者や専門家の文化芸術にかかる人材を積極的に支援することにより、市民による自発的な文化芸術活動を推進する。

これらの取り組みを通して、一人ひとりの感性や個性を磨き、柔軟な発想力と創造性をもつ市民を育てていく。

## 基本目標2 「多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくり」

### 【施策方針】

- ① 文化芸術活動を支える公的団体との連携・協力
- ② 文化芸術分野の市民団体、NPO、ボランティアの育成・支援
- ③ 企業や大学・専門学校・高校等、高等教育機関等との協働による文化芸術の振興
- ④ 文化芸術を通じた交流の促進
- ⑤ 地域固有の伝統文化の継承支援

本市では市民と行政との協働によるまちづくりを推進している。市民の社会参加意欲の高揚とともに、これまで行政が担ってきた公共サービスに市民や企業、NPO等の市民団体が積極的に参加する土壌がある。

これまでも、市民や文化芸術団体と協力し合い、文化芸術の振興を進めてきたが、今後は更に連携を深め、協働を重視することが求められる。公的団体や公益法人などをはじめ、企業や大学・専門学校・高校等の高等教育機関等、市民団体や、ボランティア団体等と連携を図り、互いの役割を認識して効果的な施策の展開を図っていく。

また、団体間の連携のみならず、文化芸術を通じて、市内の地域間交流をはじめ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせた文化プログラムの実施を通じて、国内外との交流を活発に行う事業を開催し、新たな本市の文化の発見や創造をめざす。

加えて、地域固有の伝統文化を守り継承していくため、それらに親しみ学ぶ環境を整えて、活動を支援していく。

### 基本目標3 「魅力ある文化都市としての基盤づくり」

#### 【施策方針】

- ① 文化的資産の整備と活用の推進
- ② 利用しやすい施設運営の実施
- ③ 文化芸術活動を推進する情報の収集と共有
- ④ 長浜の文化的魅力の発信、地域間交流の促進

本市では、地域に根差した文化芸術活動の拠点となる文化芸術施設や公民館等の整備を行い、市民の文化芸術活動の環境を整えてきている。今後も、市民がいつでも気軽に文化芸術活動に取り組めるような創作や体験等の拠点を計画的に整備するとともに、既存施設の有効活用を図っていく。さらには、市民のニーズにきめ細やかに対応できるよう、文化施設の管理・運営の工夫を進めていく。

また、広大な市域には、多くの文化財や多様な地域の伝統行事をはじめ、これまで各地域で育まれてきた独自の歴史文化や伝統芸能がある。これら既存の文化の継承とともに、地域の文化的資産を有効に活用し、地域の活性化を図るとともに、市の魅力をいっそう深める新たな文化的資産を創造していく。

市民の文化芸術活動が活発化し、多くの市民が文化芸術にふれ、多様な活動主体と関わっていくためには、文化芸術に関わる情報収集や、行政と市民相互の情報共有が必要である。特に子ども達が文化芸術にふれるには、親をはじめ家族や地域など文化芸術に対する理解や関心が重要となることから、啓発等を通じて文化芸術を大切にする気運を高めていく。

また、文化芸術立国をめざす国や県の取り組みと連携し、創造都市として文化芸術を活かした魅力ある地域づくりをさらに進め、行政と市民が、本市の文化の魅力を国内外に積極的に発信し、市の魅力を高めていくことが望まれる。

## 4 基本目標の内容

### (1) 基本目標 1 「個性が輝き、創造性あふれる人づくり」

施策方針 1-①	次代を担う子どもの豊かな感性の育成
	a 子どもの文化芸術体験プログラムの実施、サポートの充実 b 学校教育等における文化芸術の鑑賞、体験、創作の実施 c 地域、家庭等で子どもが文化芸術にふれる環境づくり d 団体活動を通じた感性と情操の育成
<p>本市の将来を担う子どもたちが、個々に持っている無限の可能性や能力を引き出し、感性を磨き、創造性豊かな人間形成がなされるように、文化芸術に身近にふれられる機会の提供や、文化芸術活動の支援をする。</p> <p>また、学校教育における取り組みとともに、地域住民や子育て世代の親など家庭への啓発や情報発信を行い、多様な場面において、子どもが文化芸術にふれられる環境をつくる。</p>	

施策方針 1-②	文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実
	a 本物の音楽、舞台芸術、美術、伝統芸能等の鑑賞機会の提供 b 鑑賞人口を増やすための環境づくり
<p>市民が等しく文化的な環境に生き、心豊かな暮らしを実現するため、質の高い本物の文化芸術を鑑賞できる環境づくりを進める。</p> <p>市内においては、多様な文化ホール等の特性を活かし、幅広い年齢層を対象に様々なジャンルの音楽、舞台芸術、美術、伝統芸能等の鑑賞の機会を提供し、多くの市民に文化芸術のすばらしさと感動を伝えていく。また、県内外の文化ホール事業や芸術祭、展覧会など市外の施設で開催される文化芸術の鑑賞機会への参加を支援していく。</p>	

施策方針 1 - ③	文化芸術の創作・発表活動への支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>a 文化芸術に関する入門講座、体験教室等の開催</li> <li>b 文化芸術活動の成果を発表する機会の提供・支援</li> <li>c 若者層の文化芸術活動への参加促進・支援</li> </ul>	
<p>市民の文化芸術活動が、文化芸術を享受・鑑賞するだけでなく、創作や発表といったより創造的な活動へと発展し、多くの市民が文化芸術の創造の芽を育み、自己実現を図ることができる環境づくりを推進する。特に、若者層の文化芸術活動への参加促進・支援を行う。</p>	

施策方針 1 - ④	文化芸術の創造を支える芸術家・専門家の支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>a 芸術家の発掘・育成・支援</li> <li>b 舞台芸術の人材育成事業</li> <li>c 文化芸術を先導する専門家、リーダーの育成・支援</li> </ul>	
<p>市内で活動する芸術家が、より高度な活動を展開することを奨励するとともに、文化芸術を先導するリーダー、アートマネージャー、舞台制作者等の専門性を有した人材の育成を図る。また、市内で活躍している新進芸術家や若手芸術家を発掘、育成、支援するとともに、活動する場の充実を行う。</p>	

(2) 基本目標 2 「多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくり」

<p><b>施策方針 2-①</b></p>	<p><b>文化芸術活動を支える公的団体との連携・協力</b></p>
<p>a 指定管理者が実施する公益事業への支援 b 指定管理者との連携・協力</p>	
<p>本市では、文化芸術振興にかかる住民ニーズに的確に対応するため、行政活動を補完する組織として、公益団体等を文化施設の指定管理者としている。</p> <p>文化施設の指定管理者は、「市民の教育・文化の振興に関する業務を行い、もって個性豊かな魅力ある市民文化の創造に寄与する。」という目的の実現に向け、様々な受託事業・共催事業・自主事業を実施し、本市の文化芸術を支える役目を担っている。今後の文化芸術の振興の先導役として活躍し、文化芸術団体などの多様な活動主体のコーディネーター役として、機能していくことを期待する。</p>	

<p><b>施策方針 2-②</b></p>	<p><b>文化芸術分野の市民団体、NPO、ボランティアの育成・支援</b></p>
<p>a 文化芸術活動に係る市民団体等の育成・支援 b 文化芸術活動を支えるボランティアの育成支援、文化ホール等のサポート制度への支援 c (仮)文化芸術人材バンクの創設</p>	
<p>文化芸術には表現者の活動を支えるスタッフの存在が重要である。文化芸術活動を支える市民団体、NPO等を育成・支援し、市民自らの手で企画・運営できる体制づくりを推進する。</p> <p>また、イベントの開催時の応援など、文化芸術活動を支えるボランティアの育成、文化ホールを支える友の会などのサポート制度を支援する。さらに、多様化した市民のニーズに応えるとともに、文化芸術活動をより普及・発展させるための要請に対し、適切な指導者を紹介し恒常的な指導体制を目的とした(仮)文化芸術人材バンク制度を設け、芸術家や専門の人材のネットワークを構築して活発な人的交流を行い、市民の文化力の向上を図る仕組みをつくることを目指す。</p>	



<b>施策方針 2-③</b>	<b>企業や大学・専門学校・高校等、高等教育機関等との協働による文化芸術の振興</b>
a 企業のメセナ活動の促進 b 大学・専門学校・高校等、高等教育機関等との連携 *メセナ活動：企業が行う社会貢献活動、また、文化芸術支援活動	
<p>市内外の企業や大学・専門学校・高校等の高等教育機関等に対し、文化芸術の振興への取り組みを促し、市民がより多くの分野の文化芸術にふれ、取り組める機会の充実を図る。また、市内事業所のもつ多様な人材の能力を発揮していくよう企業に働きかける。</p>	

<b>施策方針 2-④</b>	<b>文化芸術を通じた交流の促進</b>
a 文化芸術を通じた交流の推進 b アウトリーチ事業の展開	
<p>文化芸術には、音楽、美術、演劇、伝統芸能など多様な分野があるが、交流を通じて異なる分野を知ることは、他に対する理解を深め、自らの活動を見直し、向上する機会になる。このことは全市域や、他市町間、国際間の交流においても同様であり、特に広域となった市内各地域間での交流を深め、各地域のレベルをさらに向上させ、市全体の文化の底上げを図る。</p> <p>また、芸術家や文化芸術団体などの活動者が、学校や地域の施設に赴き演奏や展示を行うアウトリーチ事業を支援し、多様な場において日ごろ文化芸術にふれる機会の少ない人との交流の機会を設ける。</p>	

<b>施策方針 2-⑤</b>	<b>地域固有の伝統文化の継承支援</b>
a 歴史文化を継承する環境の整備 b 伝統文化・郷土芸能の継承支援 c 伝統文化・郷土芸能の記録の保存	
<p>本市の貴重な財産である地域に残る伝統文化や郷土芸能が、後継者不足などにより失われることがないように、継承していく環境を整えていく。また地域固有の伝統文化の調査や評価を適切に行い、次世代へ継承させるための取り組みを行うとともに、図書や映像等の様々な形で残していく。</p>	

(3) 基本目標3 「魅力ある文化都市としての基盤づくり」

施策方針3-①	文化的資産の整備と活用の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>a 公共文化ホールの維持管理・施設整備</li> <li>b 公民館の維持管理・施設整備</li> <li>c 文化財等の発掘・保存・活用</li> <li>d 地域の伝統行事の維持・継承・保存</li> <li>e 長浜ならではの文化の創造</li> </ul>	
<p>文化活動施設は、鑑賞・発表・創作・交流など市民の文化芸術活動を支える重要な社会基盤である。本市では、これまで公共文化ホールを中心に多様な文化活動を企画、実施してきたが、今後は市民の文化芸術活動に対応し、効果的な施設整備に努めるほか、公民館の活用も推進していく。また、老朽化した既存の文化活動施設についても、適切に維持管理や改修を行うとともに、市全体の公共施設としての見直しを含め長期的な視点で施設のあり方を検討する。</p> <p>また、広大な市域には、多くの文化財や多様な地域の伝統行事をはじめ、これまで各地域で育まれてきた独自の歴史文化や伝統芸能がある。これら既存の文化の継承とともに、地域の文化的資産を有効に活用し、文化芸術による魅力あるまちづくりを推進する。また、多様な地域特性を持つ長浜ならではの文化的資産を発掘し、価値の再評価や新たな活用を行うことで地域の活性化を図るとともに、市の魅力をいっそう深める新たな文化的資産を創造する。</p>	

施策方針3-②	利用しやすい施設運営の実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>a 利用しやすい施設の運営</li> <li>b 文化活動施設間のネットワークの構築</li> <li>c 市民による運営参画</li> </ul>	
<p>文化活動施設の市民満足度を高めるためには、施設整備と併せて、市民が利用しやすい施設運営に努めることが重要である。本市の文化芸術活動をより活性化させるために、市民のニーズに沿った施設の利用・運営方法について検討し実施する。</p>	

<b>施策方針 3-③</b>	<b>文化芸術活動を推進する情報の収集と共有</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>a 情報センター、コーディネート機能の構築</li> <li>b イベント情報のきめ細やかな発信</li> <li>c 市民への文化芸術の啓発</li> </ul>	
<p>文化芸術に関する行事、イベント・講座・人材・施設など多様な情報を収集し、これらの情報を、インターネット・マスメディア・ソーシャルネットワーク等を通じて、市民が使いやすく、わかりやすいかたちでタイムリーに発信できるよう環境を整備する。また、文化芸術を大切にする気運が盛り上がるよう啓発につとめ、市民の文化芸術への参加意欲を高めるとともに、活動に参加しやすい環境をつくる。</p>	

<b>施策方針 3-④</b>	<b>長浜の文化的魅力の発信、地域間交流の促進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>a 観光・産業分野との連携による長浜の文化的資産の活用</li> <li>b 長浜の文化的資産の発信、交流の促進</li> </ul>	
<p>豊かな自然や町並み、歴史や伝統芸能、伝統行事、文化財、衣食住に関わる生活文化など、長浜ならではの伝統的な文化や新たに創造される文化の魅力を高め、観光や産業分野とも連携することで、地域の文化的資産として有効に活用していく。</p> <p>また、オリンピック・パラリンピック文化プログラムの実施に合わせ、国内外に長浜の文化の魅力を発信するとともに、市外からの芸術家や学生の受け入れや滞在など、文化芸術を通じた地域内や地域間、団体や市民相互の交流を促進していく。</p>	

## 5 重点的に取り組む項目

基本方針を推進していく上で、限りある人的・財政的状況や基本施策をふまえ、2つのテーマを取り上げ、次に掲げる項目に重点的に取り組む。

### (1) 「次代の文化を担う子どもの育成」

#### ① 「次代の文化を担う子どもの育成」

1. 子どもが文化芸術活動に参加しやすい環境づくり
2. 幼少期から文化芸術に親しみ、体験し、取り組むことができる機会の充実
3. 子どもの創造性を高める取り組みの充実
4. 地域における子どもや若者の発表機会の充実
5. 授業や学校行事、クラブ活動等、学校教育における文化芸術の体験機会の創出

### (2) 「文化芸術を活かした魅力ある地域づくり」

#### ② 「文化芸術を活かした魅力ある地域づくり」

1. 文化芸術等を支える人材・団体の育成
2. 地域に根ざした文化芸術活動の拠点づくり
3. 若者等による新たな文化芸術活動への積極的な支援
4. 長浜の文化を守り育てる環境の整備
5. 長浜の文化の魅力を国内外に発信する機会の充実

## 6 基本方針の推進

### (1) 基本方針の推進体制の構築

本基本方針の推進にあたっては、次のような体制が必要であるとする。

- 1) 行政のみならず、市民と文化芸術団体・芸術家・NPO団体・公益団体・教育機関など、様々な活動主体がそれぞれの立場で積極的に取り組む。
- 2) 市は、行政にはない人的・財的資源や施設設備を持つ企業、メディア、大学・専門学校・高校等の高等教育機関等、財団法人等と連携を強化し、民間等が活動しやすい条件整備を行うとともに、新たな仕組みを構築する。また、行政内部においては、事業の進捗状況の報告、施策の推進にかかる部署間の連携及び調整を行う。
- 3) 外部委員による組織として、各種団体代表、市民委員等で構成する長浜市文化芸術推進委員会を設置し、長浜らしい文化芸術振興のあり方等について、必要な事項を協議し意見を述べる。
- 4) 各種団体等の広報活動にとどまらず、文化芸術に関する市の事業についても情報誌、インターネット、放送メディアを活用し、市民への広報活動につとめ、文化芸術に接する場と機会を常に提供し、文化を大切にする気運を醸成する。
- 5) 市民主体の文化芸術活動を支援していくためには、長期的な視点に立った財源の裏づけが必要である。そのために、本市の予算を確保するだけでなく、文化庁をはじめとする国や県、民間の助成制度、企業メセナ、近隣市との共催事業を活用していくほか、文化芸術振興に志のある市民や事業者から寄付を募るなど、さまざまな方策について検討する。

### (2) 評価の実施及び評価結果の公表

計画の実効性を高めるために定めた施策目標などをもとに、施策の評価・検証を定期的に行い、その達成状況及び評価結果を公表する。

公表は、広報やホームページ等により、市民に分かりやすい方法で公表する。